

役員等報酬及び実費弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、役員等とは、役員のほか、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

(勤務報酬)

第3条 役員等に対して、各号に掲げるところにより、報酬を支給する。

(1) 理事にあつては、法人本部又は保育所において法人の経営及び保育所の運営（以下「法人業務」という。）に常務し従事した日数に対応する次の額とする。ただし、法人職員の理事には支給しない。

区 分	報酬月額	
法人業務に常務し従事した日数が、毎月の法人営業日数の	4分の3以上	400,000円
	3分の2以上 4分の3未満	200,000円
	2分の1以上 3分の2未満	100,000円

(2) 監事にあつては、法人及び保育所の運営の指導又は監査にあたったときは次の額とする。

区分	報酬日額
1日の場合	10,000円
半日の場合	5,000円

(3) 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会又はその他の会議に出席したときは1回につき5,000円とする。ただし、本条第1項第1号に該当する理事及び法人職員の理事には支給しない。

(実費弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会又はその他の会議に出席したとき、又は第三者委員が苦情解決に関わったときは、実費弁償費として1回につき3,000円を支給する。ただし、第3条第1項第1号に該当する理事及び法人職員の理事には支給しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

3 役員等が、法人業務のために出張する場合は、次のとおりその費用を弁償する。

交 通 費	役員等の居住地から計算し、職員旅費規程により算定する。
日 当	職員旅費規程による。
宿 泊 料	職員旅費規程による。
その他の経費	実費額

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。